

平成25年度 個人市県民税の変更内容について

1. 生命保険料控除の改組

(1) 生命保険料控除の概要

- ・ 現行の生命保険料控除である「一般の生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」の2種類に加えて、平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除として、新たに「介護医療保険料控除」（介護保障又は医療保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等についての控除）が設けられました。
- ・ 平成24年1月1日以後に締結した保険契約は、新しい生命保険料控除制度（以下、「新制度」）が適用され、平成23年12月31日までに締結した保険契約には、従前の生命保険料控除制度（以下、「旧制度」）が適用されます。
- ・ 平成23年12月31日以前に締結した契約であっても、平成24年1月1日以後に更新、特約中途付加等を行った場合は、異動日以後、契約全体（主契約＋特約）に対して新制度の控除区分が適用されます。
- ・ 新制度の控除適用限度額は「一般の生命保険料控除」「個人年金保険料控除」「介護医療保険料控除」それぞれにつき、28,000円です。旧制度の控除適用限度額は「一般の生命保険料控除」「個人年金保険料控除」それぞれにつき、従前どおり35,000円です。生命保険料控除全体の合計適用限度額は70,000円です。

(2) 生命保険料控除の計算

合計適用限度額 70,000 円

A 新契約	一般の生命保険料控除 適用限度額 28,000 円	個人年金保険料控除 適用限度額 28,000 円	介護医療保険料控除 適用限度額 28,000 円
	+	+	
B 旧契約	一般の生命保険料控除 適用限度額 35,000 円	個人年金保険料控除 適用限度額 35,000 円	
	新旧双方で適用を受ける 場合は上限 28,000 円	新旧双方で適用を受ける 場合は上限 28,000 円	

- ・平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る控除は、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の控除額について、次の表のとおり計算します。

【表1】…A

年間の支払保険料等	生命保険料控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等の金額×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等の金額×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

- ・平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る控除は、従来 of 計算方法が適用されます。

【表2】…B

年間の支払保険料等	生命保険料控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超40,000円以下	支払保険料等の金額×1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	支払保険料等の金額×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

- ・新契約と旧契約の両方に加入している場合の新（旧）一般生命保険料又は新（旧）個人年金保険料は、一般生命保険料又は個人年金保険料ごとに、下記のいずれかを選択して控除額を計算することができます。

適用する生命保険料控除	生命保険料控除額
新契約のみ生命保険料控除を適用	【表1】に基づき算定した控除額
旧契約のみ生命保険料控除を適用	【表2】に基づき算定した控除額
新契約と旧契約の両方について生命保険料控除を適用	【表1】に基づき算定した新契約の控除額と【表2】に基づき算定した旧契約の控除額の合計額（上限28,000円）

2. 退職手当等に対する所得割の課税の見直し

- (1) 平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等について、退職所得に係る市県民税の10%税額控除が廃止されます。

- ・従来の計算方法

退職所得の金額 (収入金額－所得控除額※)×1/2	×	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税</td> <td>県民税</td> </tr> <tr> <td>6%</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>	税 率		市民税	県民税	6%	4%	=	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税額</td> <td>県民税額</td> </tr> <tr> <td>(A)</td> <td>(B)</td> </tr> </tbody> </table>	税 額		市民税額	県民税額	(A)	(B)						
税 率																						
市民税	県民税																					
6%	4%																					
税 額																						
市民税額	県民税額																					
(A)	(B)																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税額</td> <td>県民税額</td> </tr> <tr> <td>(A)</td> <td>(B)</td> </tr> </tbody> </table>	税 額		市民税額	県民税額	(A)	(B)	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(A)×10%</td> <td>(B)×10%</td> </tr> <tr> <td>(C)</td> <td>(D)</td> </tr> </tbody> </table>	控 除 額		(A)×10%	(B)×10%	(C)	(D)	=	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">特別徴収すべき税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税額</td> <td>県民税額</td> </tr> <tr> <td>(A)-(C)</td> <td>(B)-(D)</td> </tr> </tbody> </table>	特別徴収すべき税額		市民税額	県民税額	(A)-(C)	(B)-(D)
税 額																						
市民税額	県民税額																					
(A)	(B)																					
控 除 額																						
(A)×10%	(B)×10%																					
(C)	(D)																					
特別徴収すべき税額																						
市民税額	県民税額																					
(A)-(C)	(B)-(D)																					

- ・改正後の計算方法

退職所得の金額 (収入金額－所得控除額※)×1/2	×	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税</td> <td>県民税</td> </tr> <tr> <td>6%</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>	税 率		市民税	県民税	6%	4%	=	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税額</td> <td>県民税額</td> </tr> <tr> <td>(A)</td> <td>(B)</td> </tr> </tbody> </table>	税 額		市民税額	県民税額	(A)	(B)
税 率																
市民税	県民税															
6%	4%															
税 額																
市民税額	県民税額															
(A)	(B)															

(2) 平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等について、勤続年数5年以下の役員等に対する「退職所得の金額」の計算方法が変更になります。

・従来の計算方法：

(収入金額－所得控除額※) × 1/2 × 税率 (市民税6%、県民税4%)

・改正後の計算方法：

(収入金額－所得控除額※) × 税率 (市民税6%、県民税4%)

※退職所得の所得控除額の算出方法

A：勤続年数が20年以下の場合

40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)

B：勤続年数が20年を超える場合

800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

→退職手当等の支払いを受ける者が、在職中に障がい者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記のA又はBの金額に100万円を加算します。